

(別添 1)



## 令和6年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

令和7年8月  
厚生労働省健康・生活衛生局

# 令和6年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

## はじめに

令和6年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約247万件、輸入重量で約3,191万トンでした。また、「令和5年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、令和6年3月25日に、令和6年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参考：「輸入食品監視業務～輸入食品の安全を守るために～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/yunyu\\_kanshi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html)



# 1. 令和6年度における輸入食品監視指導計画の概要

## 1 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

## 3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（令和6年度における計画：100,224件）の実施
- 検査命令<sup>※2</sup>
- 包括的輸入禁止措置<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の輸入や販売を禁止する措置

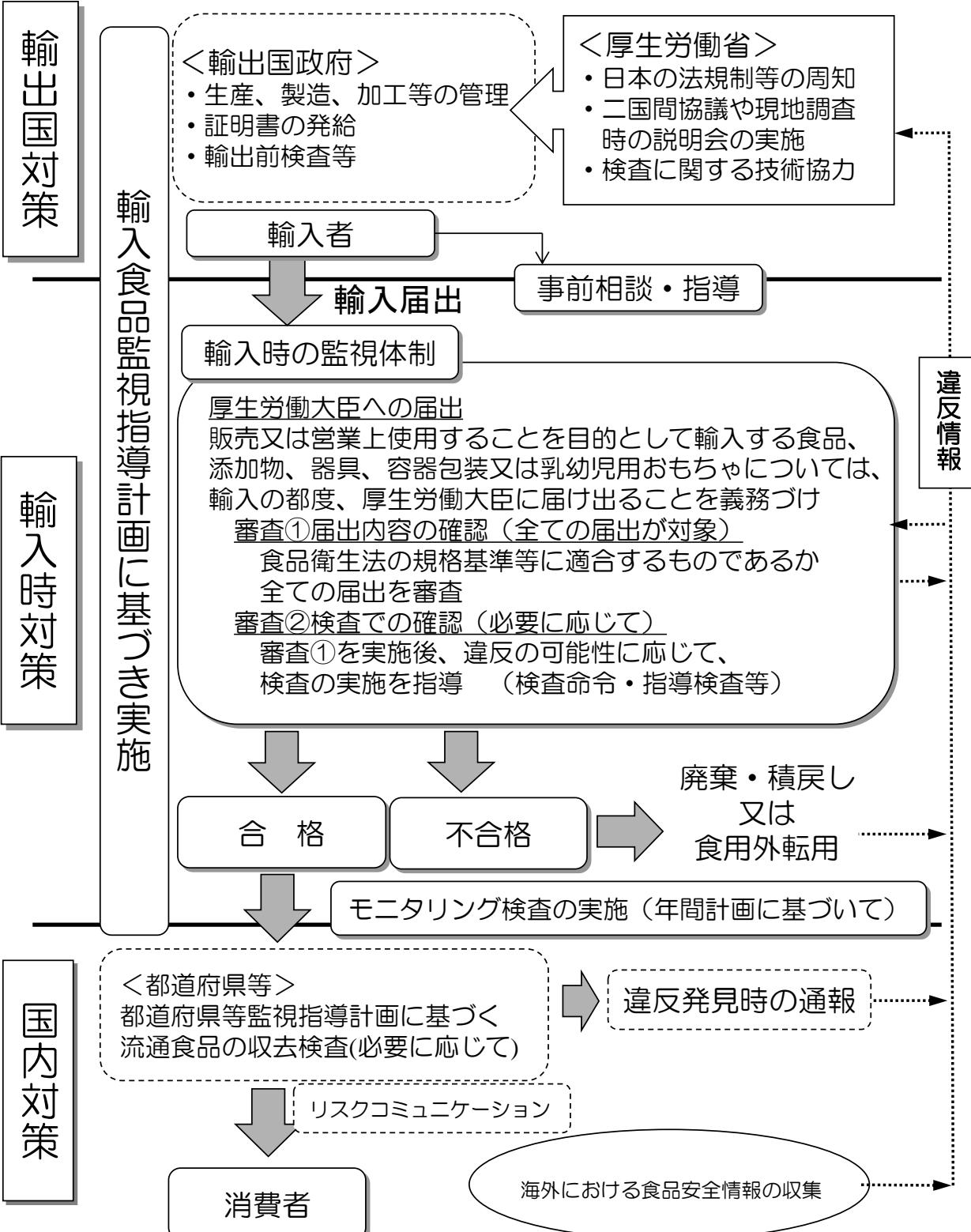
## 4 輸出国における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化及び輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

## 5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

## 輸入食品の監視体制等の概要



## 2. 令和6年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第4条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方に基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

### (1) 法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第13条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）を始めとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

令和6年度の輸入届出は、件数で2,466,004件、重量で約3,191万トンであった。輸入届出のうち、206,227件に対して検査を実施し、このうち731件

（延べ777件）に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.03%に相当する（表1）。



コンピュータシステムによる届出審査

### (2) 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

令和6年度は48,050件（計画件数延べ100,224件に対し100,982件（実施率：約101%））を実施し、このうち127件（延べ127件）に法違反が確認され（表2）、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い（検査の強化を開始した日から1年間を経過して又は60件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない）場合には、通常の監視体制とした（表3）。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし（表4）、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った（表5）。

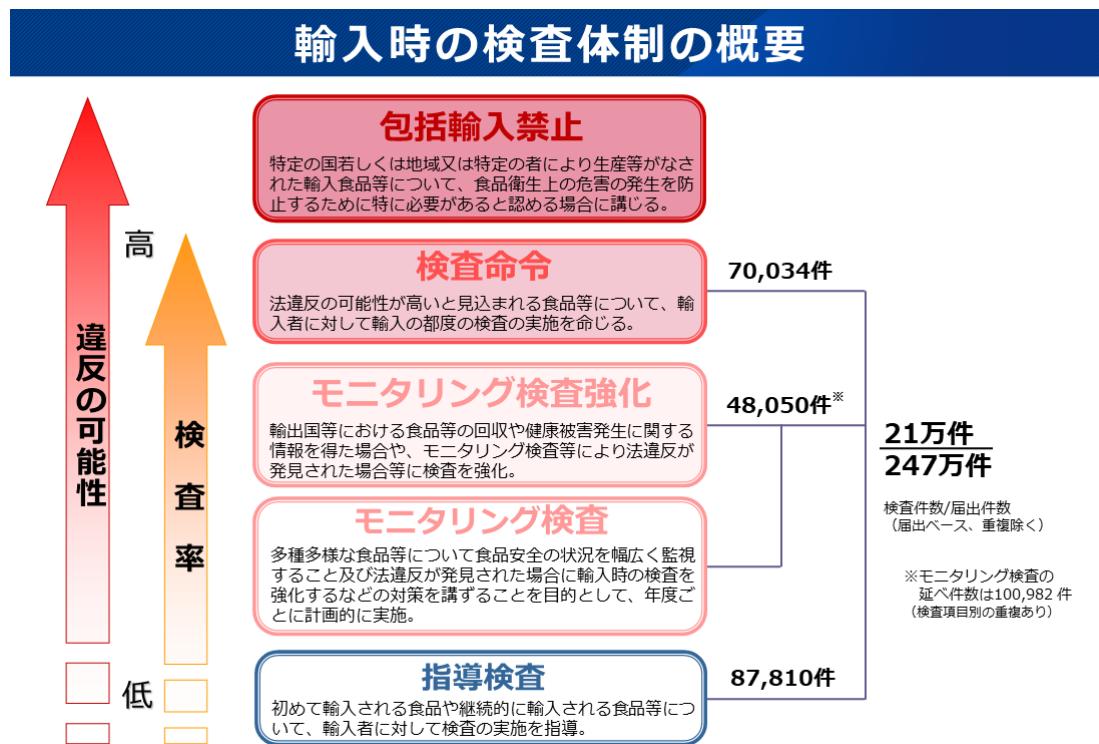
なお、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受けて開始した加工食品の残留農薬検査については、令和6年度において10,669

件を実施した結果、違反事例は認められなかった。

### (3) 法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令を実施した。

令和 7 年 3 月 31 日時点で、全輸出国が対象の 15 品目及び 42 の国・地域が対象の 114 品目を検査命令の対象としており、令和 6 年度は、70,034 件(延べ 93,335 件)を実施し、このうち 198 件(延べ 201 件)に法違反が確認され（表 6）、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。



### (4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 13 条違反（食品の成分規格（微生物 残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が 477 件、法第 6 条違反（アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等）が 193 件、法第 12 条違反（指定外添加物の使用）が 43 件、法第 18 条違反（器具又は容器包装の規格）が 21 件、法第 10 条違反（食肉の衛生証明書の不添付）が 2 件であった（表 7）。

また、検査分類別の内訳は、残留農薬に係る規格違反が 169 件 (23.1%) (表 8-①)、有害・有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 141 件 (19.3%) (表 8-②)、微生物に係る規格違反が 141 件 (19.3%) (表 8-③)、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が 140 件 (19.2%) (表 8-④)、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反が 57 件 (7.8%) (表 8-⑤)、器具及び容器包装に係る規格違反が 21 件 (2.9%) (表 8-⑥)、残留動物用医薬品に係る規格違反が 16 件 (2.2%) (表 8-⑦)、その他 50 件 (6.8%) (表 8-⑧) であった。

#### ① 残留農薬に係る規格違反状況（表 8-①）

国別延べ件数では、中国 68 件 (37.8%)、ガーナ 21 件 (11.7%)、ベトナム 15 件 (8.3%) と続いており、違反内容は、中国ではにんじんのメピコートク

ロリド、ガーナではカカオ豆のデルタメトリン及びトラロメトリン、ベトナムではバナナのペルメトリン及び赤とうがらしのエトキサゾールが最も多かった。

また、品目別では、にんじんが 29 件 (16.1%)、カカオ豆が 26 件 (14.4%)、ごまの種子が 14 件 (7.8%) と続いている。

## ② 有害・有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況（表 8-②）

国別延べ件数では、米国 56 件 (39.4%)、中国 34 件 (23.9%)、イラン、ナイジェリア及びネパール 6 件 (4.2%) と続いている。違反内容は、米国ではアーモンド等のアフラトキシンの付着、中国では落花生等のアフラトキシンの付着、イランではピスタチオナッツのアフラトキシンの付着、ナイジェリアではごまの種子のアフラトキシンの付着、ネパールではミックススパイスのアフラトキシンの付着又は含有が多かった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシン 130 件 (91.5%) であり、次いでシアン化合物 7 件 (4.9%)、リストリア・モノサイトゲネスが 3 件 (2.1%) であった。

## ③ 微生物に係る規格違反状況（表 8-③）

国別延べ件数では、中国 40 件 (25.8%)、ベトナム 39 件 (25.2%)、韓国 15 件 (9.7%) と続いている。

また、違反内容の多くは、冷凍食品の微生物に係る規格（細菌数、大腸菌群、E. coli）104 件 (67.1%) であった。

## ④ 指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況（表 8-④）

国別延べ件数では、中国 32 件 (21.1%)、ネパール 25 件 (16.4%)、韓国 10 件 (6.6%) と続いている。違反内容は、中国では二酸化硫黄の過量残存、ネパールでは安息香酸ナトリウムの対象外使用、韓国ではポリソルベートの対象外使用が多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、サイクラミン酸 12 件 (27.3%)、TBHQ 9 件 (20.5%)、アズルビン 7 件 (15.9%) と続いている。添加物の使用基準違反の内容は、二酸化硫黄 29 件 (26.9%)、安息香酸ナトリウム 22 件 (20.4%)、ソルビン酸 16 件 (14.8%) と続いている。

## ⑤ 腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反状況（表 8-⑤）

国別延べ件数では、米国 25 件 (43.9%)、タイ 22 件 (38.6%)、カナダ 5 件 (8.8%) と続いている。違反内容は、米国では米及び落花生が多く、タイでは全て米であり、カナダでは小麦が多かった。

また、品目別では、米 42 件 (73.7%)、小麦 6 件 (10.5%)、落花生 6 件 (10.5%) と続いている。

## ⑥ 器具及び容器包装に係る規格違反状況（表 8-⑥）

国別延べ件数では、中国 16 件 (66.7%)、イタリア 3 件 (12.5%)、米国 3 件 (12.5%) と続いている。材質別の違反内容は、中国では合成樹脂が最も多く、イタリアでは全て合成樹脂であり、米国では全てゴムであった。

## ⑦ 残留動物用医薬品に係る規格違反状況（表 8-⑦）

国別延べ件数では、ベトナム 8 件 (50.0%)、インド 4 件 (25.0%) と続いている。違反内容は、ベトナムではえびのエンロフロキサシン及びドキシサイクリンが最も多く、インドではえびのフラゾリドンであった。

## ⑧ その他（表 8-⑧）

他の違反内容の主なものは、食品添加物の成分規格違反 24 件、レトル

ト食品の製造基準違反 5 件、衛生証明書の不添付 2 件、安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換え食品の検出 2 件などであった。

#### (5) 法第 9 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

令和 6 年度において、「食品衛生法第 9 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針（ガイドライン）」（平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添）に基づき、検査命令等による直近 60 件の違反率が 5 % 以上の輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

#### (6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等に関する情報に基づき、令和 6 年度においては、オーストラリア産ワニ肉における金属片混入のおそれ、フランス産ナチュラルチーズにおけるリストeria・モノサイトゲネス汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した（表 9）。

#### (7) 輸出国における衛生管理対策の推進

##### ①二国間協議（表 10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、米国産アーモンドのアフラトキシンについては、現地における対日輸出プログラムの遵守が確認できたことから、一部の包装者に対する検査命令を免除した。

さらに、牛肉等に係る牛海绵状脳症（BSE）対策に関し、牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況や、牛肉加工品の対日輸出認定予定施設における分別管理の状況について、現地調査により確認した。

##### ②技術協力

パラグアイでの食肉に係る残留動物用医薬品等対策のため、専門家派遣の支援を行った。

#### (8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な衛生管理の推進を図ることとなっている。

令和 6 年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、90 回の説明を実施し、延べ 4,419 人の関係者の参加を得た。

また、21,654 件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しない

ことが判明した件数が 477 件（延べ 633 件）であった（表 11）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第 13 条が 304 件、法第 12 条が 228 件、法第 10 条が 5 件、法第 6 条が 2 件であった（表 12）。

国別の違反該当件数では、中国 120 件（19.0%）、韓国 99 件（15.6%）、フランス 59 件（9.3%）と続いている（表 13）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は 0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は 2.20%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することにつながっている。

#### **(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携**

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 69 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際（表 14）は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った。

#### **(10) 国民への情報提供**

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、令和 7 年 2 月に東京及び大阪において、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表1 届出・検査・違反状況(令和6年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 <sup>1</sup> (件)	割合 <sup>2</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,466,004	3,191	206,227 (70,034) <sup>4</sup>	8.4	731 <sup>3</sup> (201) <sup>4</sup>	0.03 <sup>2</sup> (0.29) <sup>4</sup>
(前年度実績)					
2,350,033	2,987	199,272	8.5	763	0.03 <sup>2</sup>

1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値

2 届出件数に対する割合

3 延べ件数(検査項目別の件数)は777件

4 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(令和6年度)

食品群	検査項目 <sup>1</sup>	年度計画件数	実施件数	違反件数
<b>畜産食品</b> 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,148	2,180	0
	残留農薬	2,148	1,951	0
	添加物	238	338	0
	病原微生物	717	688	0
	成分規格等	685	576	0
	放射線照射	29	29	0
	SRM除去	-	714	2
<b>畜産加工食品</b> ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	1,756	1,814	0
	残留農薬	1,727	2,001	0
	添加物	1,127	1,567	0
	病原微生物	3,703	3,807	0
	成分規格等	1,877	2,158	2
	カビ毒	-	5	0
	放射線照射	-	2	0
<b>水産食品</b> 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,266	2,266	3
	残留農薬	1,368	1,900	0
	添加物	297	299	0
	病原微生物	1,194	1,726	0
	成分規格等	414	411	0
	遺伝子組換え食品	59	53	0
	放射線照射	64	54	0
<b>水産加工食品</b> 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,053	4,479	0
	残留農薬	3,243	4,328	0
	添加物	1,624	2,640	1
	病原微生物	5,076	5,344	0
	成分規格等	4,386	4,385	14
	カビ毒	-	5	0
	遺伝子組換え食品	-	-	0
<b>農産食品</b> 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナツツ類、種実類等	放射線照射	-	26	0
	抗菌性物質等	2,379	3,288	1
	残留農薬	10,117	9,525	48
	添加物	983	1,011	0
	病原微生物	2,032	2,595	0
	成分規格等	205	280	1
	カビ毒	2,087	2,161	10
<b>農産加工食品</b> 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	遺伝子組換え食品	383	339	0
	放射線照射	119	164	0
	抗菌性物質等	299	582	0
	残留農薬	6,561	7,797	10
	添加物	4,252	5,761	1
	病原微生物	2,689	2,746	0
	成分規格等	2,888	3,563	14
<b>その他の食料品</b> 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	カビ毒	3,404	3,338	5
	遺伝子組換え食品	510	516	0
	放射線照射	458	431	0
	残留農薬	955	1,366	0
	添加物	3,224	3,566	6
	病原微生物	-	3	0
	成分規格等	897	710	1
<b>飲料</b> ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	カビ毒	1,794	1,668	2
	遺伝子組換え食品	-	23	0
	放射線照射	-	10	0
	残留農薬	238	298	0
	添加物	1,045	1,238	1
<b>添加物</b> 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	926	726	3
	カビ毒	118	107	0
	放射線照射	-	-	-
<b>総計(延数)</b>		100,224 <sup>2</sup>	100,982 <sup>3</sup> 実施率約101%	127 <sup>3</sup>

1 検査項目の例

・抗菌性物質等

：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等

・残留農薬

：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ビレスロイド系等

・添加物

：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等

・病原微生物

：腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等

・成分規格等

：成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等

・カビ毒

：アフラトキシン、デオキシニバレノール、バツリン等

・遺伝子組換え食品

：安全性未審査遺伝子組換え食品

・放射線照射

：放射線照射の有無

2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は48,050件、違反件数は127件

表3 モニタリング検査強化品目<sup>1</sup>(令和6年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	赤とうがらし	2, 4 - ジクロロフェノキシ酢酸 プロピコナゾール
	アスパラガス	イソプロカルブ(MIPC) ハロキシホップ フェンプロパトリン プロフェノホス プロメトリン
		いちご
		えだまめ
		きくらげ
		キンツァイ(芹菜)
	さといも	クロルピリホス
	しそ	アセタミブリド アトラジン
	そば	総アフラトキシン
	にんじん	トリアジメノール フルシラゾール
	にんにく	チアメトキサム
	にんにくの茎	プロシミドン
	ねぎ	アトラジン シフルトリン チアメトキサム
		葉にんにく
		ヒラタケ
	ポルチーニ	ペルメトリン
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	ジニコナゾール ヘキサコナゾール
	やまもも	4 - クロルフェノキシ酢酸 ジフェノコナゾール
	養殖鰐	エンロフロキサシン
	レイシ(ライチ)	イソカルボホス
	レモン	ミクロブタニル
ベトナム	赤とうがらし	アセフェート シプロコナゾール
	きだちとうがらし	イソカルボホス エトキサゾール
		プロピコナゾール
	シソクサ	イソプロチオラン イプロベンホス トリシクラゾール ヘキサコナゾール ルフェヌロン
		ツボクサ
		トルフェンピラド

対象国・地域	対象品目	検査項目
ベトナム	パッションフルーツ	シペルメトリン ピラクロストロビン
	バナナ	アセタミブリド イミダクロブリド ピラクロストロビン ペルメトリン
	メロン	クロルフェナビル
	ライム	プロフェノホス
	カシューナッツ	クロルピリホス
	カレーリーフ	フェントエート
インド	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)	総アフラトキシン
	小粒落花生	クロルピリホス
	とうもろこし	総アフラトキシン
	養殖えび	マラカイトグリーン
	アカシア	インドキサカルブ ジフルベンズロン
	コブミカンの葉	トリアゾホス
タイ	ニオイタコノキ	シペルメトリン
	マンゴー	ジフェノコナゾール
	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	ジニコナゾール プロピコナゾール
	緑豆	チアメトキサム
	赤とうがらし	プロピコナゾール
	エゴマ	パクロブトラゾール
韓国	養殖ひらめ	ベンジルペニシリン
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
	エンダイブ	エトフェンプロックス
	とうもろこし	総アフラトキシン
イタリア	ポルチーニ	ペルメトリン
	トリュフ	アルドリン及びディルドリン ヘプタクロル
	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
	ブルーベリー	インドキサカルブ フルジオキソニル
チリ	いんげん豆	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 総アフラトキシン
アルゼンチン	バナナ	ジノテフラン ピラクロストロビン
米国	鶏肉	ラサロシド
	ひよこ豆	ピペロニルブトキシド
ホンジュラス	メロン	アゾキシストロビン ジフェノコナゾール

対象国・地域	対象品目	検査項目
メキシコ	アボカド	ボスカリド
	ブルーベリー	フロニカミド
イラン	ピスタチオナッツ	クロルピリホス
インドネシア	コーヒー豆	イソプロカルブ(MIPC)
エクアドル	カカオ豆	ジウロン
オランダ	いちご	ブピリメート
ガーナ	カカオ豆	デルタメトリン及びトラロメトリン
カザフスタン	レンズ豆	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
カナダ	レンズ豆	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
コロンビア	コーヒー豆	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
スリランカ	ゆでだこ	腸炎ビブリオ <sup>2</sup>
ナイジェリア	ごまの種子	イミダクロブリド
ネパール	そば	総アフラトキシン
パキスタン	ごまの種子	総アフラトキシン
バングラデシュ	うるち米	クロルピリホス
フィリピン	バナナ	オキシテトラサイクリン
ブラジル	いんげん豆	総アフラトキシン
フランス	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
ペルー	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)	トリフロキシストロビン
ボリビア	ごまの種子	ハロキシホップ
南アフリカ	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
ミャンマー	赤とうがらし	トリアゾホス
ルーマニア	ポルチーニ	ペルメトリン

1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く

2 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(令和6年6月～10月)

表4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(令和6年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
インド	おくら	クロルピリホス テブコナゾール
	カレーリーフ	エチオン プロフェノホス
タイ	アカシア	トリアゾホス
	コブミカンの葉	プロフェノホス
インドネシア	コーヒー豆	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
中国	菜の花	テブコナゾール
チリ	ブルーベリー	テブコナゾール
ベトナム	赤とうがらし	エトキサゾール

表5 直ちに検査命令へ移行した品目(令和6年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	アーモンド又は落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	赤とうがらし、花椒又は落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	乾燥くこの実	総アフラトキシン
	大豆を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	ハスの種子を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
ネパール	赤とうがらし、ナツメグ、ひよこ豆又は落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	赤とうがらし、ターメリック、ナツメグ又はフェネグリークの種子を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
ベトナム	アーモンド又はくるみを含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	赤とうがらし及びとうもろこし(甘味種を除く。)を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
インド	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
	ひまわりの種子を含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
イラン	乾燥いちじく又は乾燥りんごを含む食品(製造者限定)	総アフラトキシン
ナイジェリア	ごまの種子	総アフラトキシン
ニジェール	ごまの種子	総アフラトキシン
ブルキナファソ	ごまの種子	総アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和6年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (15品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナツツ類、ミックススパイス、落花生	総アフラトキシン	11,448	97
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	366	1
	すじこ	亜硝酸根	87	0
	フグ	魚種鑑別	1	0
中国 (25品目)	くわい、そば、たまねぎ、にんじん、ブロッコリー、ほうれんそう、菜の花	エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアメトキサム、テブコナゾール、パクロブトラゾール、ハロキシホップ、プロシミドン、メビコートクロリド	37,628	50
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	8,175	0
	そば、ひまわりの種子、乾燥くこの実	総アフラトキシン	457	1
	スッポン、養殖鰐	エンロフロキサシン、オキソリニック酸、スルファジミジン	979	0
ベトナム (17品目)	加工食品	サイクラミン酸	1,159	1
	えび、カエル、かわはぎ、トゲウナギ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール、ドキシサイクリン、フラゾリドン	19,274	9
	赤とうがらし、カラマンシー、きだちとうがらし、ドリアン、にんじん、レイシ(ライチ)	エトキサゾール、トリシクラゾール、プロシミドン、プロビコナゾール、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	470	2
	食品	総アフラトキシン	17	0
インド (14品目)	加工食品	サイクラミン酸	52	0
	養殖えび	フラゾリドン	1,677	3
	カシューナッツ、紅茶、ひよこ豆、おくら	クロルピリホス、テブコナゾール、ヘキサコナゾール	345	4
タイ (12品目)	そば、トウジンピエ	総アフラトキシン	19	0
	アカシア、アカワケギ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルレメトリル、トリアゾホス、ハロキシホップ、プロシミドン、プロビコナゾール	930	0
韓国 (11品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	3,021	0
	青とうがらし、トマト、まくわうり	クロルフェナビル、フルキンコナゾール、ヘキサコナゾール	158	1
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	12	0
イタリア (10品目)	どうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	286	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	19	0
米国 (10品目)	乾燥なつめやし、どうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	3,816	5
台湾 (5品目)	ウーロン茶	カルバリル	597	4
	食品	総アフラトキシン	28	0
フィリピン (5品目)	バナナ、マンゴー	クロルピリホス、フィプロニル、フェントエート	308	0
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	122	0
ネパール (5品目)	食品	総アフラトキシン	13	0
その他(33の国・地域、総48品目)			1,871	23
総計		(延数) <sup>1</sup>	93,335	201
		(実数) <sup>2</sup>	70,034	198

1 検査項目別の件数

2 届出別の件数

表7 条文別違反状況(令和6年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 <sup>3</sup>	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	194 (延数) 193 (実数)	25.0%	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、杏の種子等からのシアン化合物の検出、蒸留酒からのメタノールの検出、米、小麦、菜種、落花生等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	2 (延数) 2 (実数)	0.3%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	45 (延数) 43 (実数)	5.8%	指定外添加物(L-トレオノン酸マグネシウム、TBHQ、アゾルビン、アルコール脱水素酵素、イソオクタン、オレンジI、サイクラミン酸、トリエチルアミン、パテントブルーV、フマル酸鉄、モリブデン酸アンモニウム、ヨウ素化塩、硫酸アルミニウムナトリウム)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	512 (延数) 477 (実数)	65.9%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	24 (延数) 21 (実数)	3.1%	材質別規格等の違反
第68条 (おもちゃ等への準用規定)	0 (延数) 0 (実数)	0.0%	おもちゃの規格違反
総計	(延数) <sup>1</sup> (実数) <sup>2</sup>	777 731	

1 検査項目別の件数

2 届出別の件数(第6条第2号及び第12条違反が1件、第12条及び第13条第2項違反が4件)

3 延数での構成比

表8 - 残留農薬に係る規格違反状況(令和6年度)

国・地域	品目分類	違反内容			件数 <sup>1</sup>	
		基準値あり		一律基準(0.01ppm)		
中国	にんじん		メピコートクロリド	23	68	
			ジメトモルフ	5		
	ブロッコリー		プロシミドン	11		
	たまねぎ	チアメトキサム	6			
	菜の花		テブコナゾール	6		
	ねぎ	チアメトキサム	3	シフルトレイン		
		アトラジン	1			
	アスパラガス		イソプロカルブ(MIPC)	1		
			プロメトリン	1		
	いちご		ブピリメート	1		
	キンツァイ(芹菜)		テブコナゾール	1		
	さといも		クロルビリホス	1		
	そば		ハロキシホップ	1		
	にんにく		チアメトキサム	1		
	葉にんにく		プロシミドン	1		
	ヒラタケ		プロシミドン	1		
	ボルチーニ		ペルメトリン	1		
	やまもも		ジフェノコナゾール	1		
	レモン		ミクロブタニル	1		
ガーナ	カカオ豆		デルタメトリン及びトラロメトリン	21	21	
ベトナム	バナナ	ピラクロストロビン	1	ペルメトリン	15	
				アセタミブリド		
	赤とうがらし			エトキサゾール		
				シプロコナゾール		
	きだちとうがらし			イソカルボホス		
				エトキサゾール		
	ライムの葉			パクロブトラゾール		
				プロビコナゾール		
	ドリアン			プロシミドン		
	にんじん			ヘキサコナゾール		
モザンビーク	ごまの種子	チアメトキサム	6	カルバリル(NAC)	5	11
タイ	コブミカンの葉	エチオン	2	プロフェノホス	7	12
				フェントエート(PAP)		
	アカシア			クロルビリホス		
				テブコナゾール		
エクアドル	カカオ豆	ジウロン(DCMU)	1	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	4	5
インドネシア	コーヒー豆			2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	3	4
				イソプロカルブ(MIPC)	1	
コートジボワール	コーヒー豆			2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	4	4
台湾	半発酵茶			カルバリル(NAC)	4	4
イタリア	ポルチーニ			ペルメトリン	2	3
	エンダイブ			エトフェンプロックス	1	
カンボジア	バナナ	ピラクロストロビン	1	ジノテフラン	2	3

国・地域	品目分類	違反内容			件数 <sup>1</sup>
		基準値あり		一律基準(0.01ppm)	
チリ	ブルーベリー		テブコナゾール	3	3
ベネズエラ	コーヒー豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	3	3
ミャンマー	赤とうがらし		トリアゾホス	2	3
	緑豆	チアメトキサム	1		
韓国	青とうがらし		ヘキサコナゾール	1	2
	赤とうがらし		プロピコナゾール	1	
メキシコ	アボカド		ボスカリド	1	2
	ブルーベリー		フロニカミド	1	
オーストラリア	トリュフ		ヘブタクロル	1	1
オランダ	いちご		ブビリメート	1	1
カザフスタン	レンズ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	1	1
カナダ	レンズ豆		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	1	1
タンザニア	ごまの種子	イミダクロブリド	1		1
ナイジェリア	ごまの種子	イミダクロブリド	1		1
フィリピン	バナナ	オキシテラサイクリン	1		1
フランス	レンズ豆	ビペロニルブトキシド	1		1
ペルー	未成熟えんどう		トリフルキシストロビン	1	1
ボリビア	ごまの種子		ハロキシホップ	1	1
総計				(延数) <sup>1</sup> (実数) <sup>2</sup>	180 169

1 違反項目別の件数

2 届出別の件数

表8 - 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(令和6年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
米国	アーモンド	総アフラトキシン	38	56
	落花生	総アフラトキシン	8	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	5	
	どうもろこし	総アフラトキシン	3	
	乾燥なつめやし	総アフラトキシン	2	
中国	落花生	総アフラトキシン	26	34
	種実類加工品	シアン化合物(植物性自然毒)	3	
	菓子類	総アフラトキシン	1	
	乾燥くこの実	総アフラトキシン	1	
	豆類加工品	総アフラトキシン	1	
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
	レトルト食品(種実類)	総アフラトキシン	1	
イラン	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	3	6
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	2	
	乾燥果実	総アフラトキシン	1	
ナイジェリア	ごまの種子	総アフラトキシン	6	6
ネパール	ミックススパイス	総アフラトキシン	3	6
	菓子類	総アフラトキシン	2	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	
イタリア	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	2	4
	種実類加工品	総アフラトキシン	1	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	
トルコ	乾燥いちじく	総アフラトキシン	3	4
	菓子類	総アフラトキシン	1	
インド	健康食品	総アフラトキシン	1	3
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	
	落花生	総アフラトキシン	1	
インドネシア	調味料	総アフラトキシン	1	3
	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	1	
	冷凍食品(野菜)	シアン化合物(植物性自然毒)	1	
ブルキナファソ	ごまの種子	総アフラトキシン	3	3
スペイン	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	2
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	1	
スリランカ	うるち米	総アフラトキシン	1	2
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ菌	1	
ブラジル	落花生	総アフラトキシン	2	2
ベトナム	穀類加工品	総アフラトキシン	1	2
	ミックスナッツ	総アフラトキシン	1	
アフガニスタン	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	1	1
アルゼンチン	落花生	総アフラトキシン	1	1
オーストラリア	穀類加工品	シアン化合物(植物性自然毒)	1	1
タイ	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	1
台湾	豆類加工品	シアン化合物(植物性自然毒)	1	1
タンザニア	落花生	総アフラトキシン	1	1

国・地域	品目分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
ニジエール	ごまの種子	総アフラトキシン	1	1
ミャンマー	バター豆	シアノ化合物(植物性自然毒)	1	1
メキシコ	蒸留酒	メタノール	1	1
総計		(延数) <sup>1</sup>	142	
		(実数) <sup>2</sup>	141	

1 違反項目別の件数

2 届出別の件数

表8 - 微生物に係る規格違反状況(令和6年度)

国・地域	品目分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
中国	冷凍食品(野菜)	E.coli	3	40
		大腸菌群	3	
		細菌数	2	
	冷凍食品(その他食品)	大腸菌群	4	
		E.coli	1	
		細菌数	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	5	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	2	
		大腸菌群	2	
	レトルト食品	発育しうる微生物	4	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	2	
		E.coli	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	2	
	冷凍食品(豆類)	細菌数	2	
	加熱食肉製品	大腸菌群	1	
	粉末清涼飲料	細菌数	1	
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	1	
	冷凍食品(鶏肉)	大腸菌群	1	
ベトナム	冷凍食品(果実)	大腸菌群	8	39
		細菌数	2	
		E.coli	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	6	
		細菌数	3	
	冷凍食品(その他食品)	細菌数	2	
		大腸菌群	2	
	レトルト食品	発育しうる微生物	4	
	冷凍食品(魚類)	E.coli	2	
		大腸菌群	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	2	
	冷凍食品(水産動物類)	E.coli	2	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	E.coli	1	
		細菌数	1	
	清涼飲料水	大腸菌群	1	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
韓国	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	6	15
		細菌数	1	
	冷凍食品(その他食品)	大腸菌群	3	
		細菌数	1	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
		細菌数	1	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1	
		細菌数	1	

国・地域	品目分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
インドネシア	粉末清涼飲料	大腸菌群	3	11
		細菌数	2	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	
	ゆでがに	細菌数	1	
	冷凍食品(果実)	細菌数	1	
	冷凍食品(豆類)	E.coli	1	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1	
台湾	氷菓	大腸菌群	1	9
		細菌数	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	1	
	清涼飲料水	大腸菌群	1	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	1	
	冷凍食品(その他食品)	細菌数	1	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	1	
タイ	レトルト食品	発育しうる微生物	3	7
	魚肉ねり製品	大腸菌群	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	1	
フィリピン	粉末清涼飲料	細菌数	3	6
	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1	
イタリア	乳製品	大腸菌群	2	4
	冷凍食品(その他食品)	大腸菌群	2	
インド	粉末清涼飲料	細菌数	3	4
	冷凍食品(野菜)	E.coli	1	
バングラデシュ	冷凍食品(その他食品)	E.coli	2	4
		細菌数	1	
	冷凍食品(穀類)	E.coli	1	
フランス	冷凍食品(その他食品)	細菌数	2	3
	冷凍食品(魚類)	細菌数	1	
米国	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	3
		細菌数	1	
	冷凍食品(その他食品)	細菌数	1	
スペイン	乾燥食肉製品	E.coli	1	2
	冷凍食品(その他食品)	大腸菌群	1	
エストニア	清涼飲料水	細菌数	1	1
オーストラリア	アイスクリーム類	大腸菌群	1	1
チリ	冷凍食品(野菜)	E.coli	1	1
トルコ	冷凍食品(野菜)	細菌数	1	1
ハンガリー	冷凍食品(穀類)	E.coli	1	1

国・地域	品目分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
ベルギー	冷凍食品(野菜)	E. coli	1	1
マレーシア	冷凍食品(その他食品)	E. coli	1	1
メキシコ	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1	1
総計		(延数) <sup>1</sup>	155	
		(実数) <sup>2</sup>	141	

1 違反項目別の件数

2 届出別の件数

表8 - 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況(令和6年度)

国・地域	品目分類	違反内容		件数 <sup>1</sup>	合計
中国	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	6	32
		指定外添加物	サイクラン酸	2	
	健康食品	指定外添加物	アルコール脱水素酵素	1	
			モリブデン酸アンモニウム	1	
		使用基準	二酸化硫黄	1	
	レトルト食品	指定外添加物	サイクラン酸	2	
			T B H Q	1	
	菓子類	指定外添加物	サイクラン酸	2	
	柏の葉	使用基準	二酸化硫黄	2	
	清涼飲料水	使用基準	ソルビン酸	2	
	豆類加工品	指定外添加物	T B H Q	1	
		使用基準	二酸化硫黄	1	
	水煮野菜	使用基準	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	アルコール飲料	指定外添加物	サイクラン酸	1	
	乾燥かんぴょう	使用基準	二酸化硫黄	1	
	キャンディー類	使用基準	二酸化硫黄	1	
	即席めん	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウム 二ナトリウム	1	
	調味料	使用基準	ポリソルベート	1	
	漬け物(野菜)	使用基準	スクラロース	1	
	糖類	指定外添加物	サイクラン酸	1	
	野菜加工品	使用基準	二酸化硫黄	1	
ネパール	野菜加工品	使用基準	安息香酸ナトリウム	12	25
	果実加工品	使用基準	安息香酸ナトリウム	7	
		指定外添加物	アゾルビン	2	
	穀類加工品	指定外添加物	ヨウ素化塩	1	
	スナック菓子	指定外添加物	ヨウ素化塩	1	
	農産加工品	使用基準	安息香酸ナトリウム	1	
	油脂類	指定外添加物	T B H Q	1	
韓国	菓子類	使用基準	プロピレンジリコール	2	10
	健康食品	使用基準	スクラロース	1	
		使用基準	プロピレンジリコール	1	
	ミックススパイス	使用基準	ポリソルベート	2	
	魚類加工品	使用基準	ポリソルベート	1	
	その他の食品	使用基準	ポリソルベート	1	
	調味料	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウム 二ナトリウム	1	
	冷凍食品(水産動物類)	使用基準	ソルビン酸	1	
香港	アルコール飲料	使用基準	ソルビン酸	5	10
			二酸化硫黄	3	
	種実類加工品	指定外添加物	サイクラン酸	1	
	冷凍食品(その他食品)	使用基準	食用黄色4号	1	
ベトナム	即席めん	使用基準	アセスルファムカリウム	3	9
	調味料	使用基準	アセスルファムカリウム	2	
		指定外添加物	オレンジII	1	

国 地域	品目分類	違反内容		件数 <sup>1</sup>	合計
ベトナム	菓子類	指定外添加物	サイクラミン酸	1	9 (再掲)
	乾燥果実	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
	スナック菓子	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
フィリピン	穀類加工品	指定外添加物	硫酸アルミニウムナトリウム	2	8
			アゾルビン	1	
	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	2	
	ピスケット類	使用基準	二酸化硫黄	2	
パキスタン	冷凍食品(水産動物類)	使用基準	二酸化硫黄	1	7
	めん類	使用基準	食用青色1号	1	
			食用黄色4号	1	
			食用黄色5号	1	
		指定外添加物	アゾルビン	1	
タイ	糖類	使用基準	安息香酸	3	5
	果実加工品	使用基準	ポリソルベート	3	
	スナック菓子	指定外添加物	T B H Q	1	
ブラジル	清涼飲料水	使用基準	二酸化硫黄	1	5
	スープ類	指定外添加物	フマル酸鉄	1	
			ヨウ素化塩	1	
	調味料	使用基準	安息香酸ナトリウム	1	
		指定外添加物	フマル酸鉄	1	
台湾	ミックススパイス	指定外添加物	フマル酸鉄	1	4
	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	1	
	菓子類	使用基準	ソルビン酸	1	
	その他の食品	使用基準	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
トルコ	調味料	使用基準	ポリソルベート	1	4
	めん類	使用基準	食用黄色4号	2	
	果実加工品	使用基準	二酸化硫黄	1	
ニュージーランド	乾燥果実	使用基準	二酸化硫黄	1	4
	油脂類	指定外添加物	イソオクタン	1	
			トリエチルアミン	1	
		使用基準	イソプロパノール	1	
			ヘキサン	1	
インド	ピスケット類	指定外添加物	T B H Q	2	3
	豆類加工品	指定外添加物	ヨウ素化塩	1	
英国	キャンディー類	使用基準	ソルビン酸	1	3
	調味料	使用基準	二酸化硫黄	1	
	豚肉	使用基準	二酸化硫黄	1	
カナダ	アルコール飲料	使用基準	ソルビン酸	3	3
カンボジア	調味料	使用基準	安息香酸ナトリウム	1	3
			ソルビン酸	1	
	スープ類	使用基準	ソルビン酸	1	
イタリア	アルコール飲料	使用基準	二酸化硫黄	1	2
	その他の食品	使用基準	銅クロロフィル	1	
スペイン	アルコール飲料	指定外添加物	パテントブルーブルーバイオレット	2	2
バングラデシュ	即席めん	指定外添加物	T B H Q	2	2
フィンランド	アルコール飲料	使用基準	エステルガム	2	2
フランス	菓子類	指定外添加物	アゾルビン	2	2

国・地域	品目分類	違反内容		件数 <sup>1</sup>	合計
マレーシア	糖類	使用基準	安息香酸	1	2
	油脂類	指定外添加物	T B H Q	1	
エクアドル	えび	使用基準	二酸化硫黄	1	1
オランダ	チョコレート類	指定外添加物	アゾルビン	1	1
コスタリカ	チョコレート類	使用基準	ソルビン酸カリウム	1	1
米国	清涼飲料水	使用基準	安息香酸	1	1
ラトビア	アルコール飲料	使用基準	ソルビン酸	1	1
総計		(延数) <sup>1</sup>	指定外添加物 使用基準	44 108	143
		(実数) <sup>2</sup>	指定外添加物 使用基準	42 101	140

1 違反項目別の件数

2 届出別の件数(3件は指定外添加物及び使用基準違反)

表8 - 腐敗、変敗(異臭やカビの発生等)に係る違反状況(令和6年度)

国・地域	品目分類	件数	合計
米国	米	15	25
	落花生	6	
	小麦	3	
	大麦	1	
タイ	米	22	22
カナダ	小麦	3	5
	大豆	1	
	菜種	1	
オーストラリア	米	4	4
台湾	米	1	1
総計			57

表8 - 器具及び容器包装に係る規格違反状況(令和6年度)

国・地域	材質分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
中国	合成樹脂	蒸発残留物	12	16
		カプロラクタム	1	
		鉛	1	
	ゴム	亜鉛	1	
		フェノール	1	
イタリア	合成樹脂	カプロラクタム	2	3
		蒸発残留物	1	
米国	ゴム	亜鉛	3	3
インドネシア	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	2	2
総計		(延数) <sup>1</sup>	24	
		(実数) <sup>2</sup>		21

1 違反項目別の件数

2 届出別の件数

表8 - 残留動物用医薬品に係る規格違反状況(令和6年度)

国・地域	品目分類	違反内容					件数 <sup>1</sup>
		基準値超過 (一律基準0.01ppm)		含有してはならない		検出されるもので あってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン	3			8
			ドキシサイクリン	3			
	カエル		エンロフロキサシン	1	フラゾリドン(AOZとして)	1	
インド	えび				フラゾリドン(AOZとして)	4	4
韓国	ひらめ	オキシテトラサイクリン	2				3
	えび		エンロフロキサシン	1			
中国	うなぎ		エンロフロキサシン	1			1
総計						(延数) <sup>1</sup>	16
						(実数) <sup>2</sup>	16

<sup>1</sup> 違反項目別の件数<sup>2</sup> 届出別の件数

表8 - その他の違反状況(令和6年度)

国 地域	品目分類	違反内容	件数 <sup>1</sup>	合計
中国	食品添加物	成分規格	13	14
	スープ類	放射線照射	1	
韓国	レトルト食品	製造基準	5	6
	清涼飲料水	保存基準	1	
インド	食品添加物	成分規格	3	4
	即席めん	成分規格	1	
スペイン	ミネラルウォーター	成分規格	2	4
	乾燥食肉製品	成分規格	1	
	食品添加物	成分規格	1	
フィリピン	漬け物(野菜)	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換え食品の検出	2	3
	即席めん	成分規格	1	
米国	清涼飲料水	成分規格	1	3
		製造基準	1	
	食品添加物	成分規格	1	
イタリア	きのこ類	放射性物質	1	2
	乳製品	成分規格	1	
タイ	食品添加物	成分規格	1	2
	氷菓	製造基準	1	
ドイツ	いくら	成分規格	1	2
	食品添加物	成分規格	1	
ブラジル	食品添加物	成分規格	1	2
	スープ類	放射線照射	1	
ベルギー	果実加工品	放射性物質	1	2
	食品添加物	成分規格	1	
ポーランド	牛舌	衛生証明書の不添付	1	2
	食品添加物	成分規格	1	
イラン	清涼飲料水	成分規格	1	1
インドネシア	食品添加物	成分規格	1	1
オランダ	牛舌	衛生証明書の不添付	1	1
スウェーデン	ベリー類	放射性物質	1	1
リトアニア	チョコレート類	放射性物質	1	1
ルーマニア	きのこ類	放射性物質	1	1
総計		(延数) <sup>1</sup>	52	
		(実数) <sup>2</sup>	50	

<sup>1</sup> 違反項目別の件数<sup>2</sup> 届出別の件数

表9 海外情報に基づき行った主な監視強化(令和6年度)

強化月	対象国・地域	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
6月	オーストラリア	ワニ肉 (金属片混入のおそれ)	オーストラリアにおいて、金属片が混入しているワニ肉の回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
8月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	フランスにおいて、リステリア・モノサイトゲネスが検出されたナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

表10 主な二国間協議及び現地調査(令和6年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
カナダ産牛肉等 (BSE)	令和6年5月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和6年5月
米国産アーモンド (アフラトキシン)	令和2年11月から協議開始。米国政府においてアフラトキシンに係る対策が図られたことから、令和6年9月に現地調査を実施し、条件を満たす一部アーモンドについて検査命令を免除とした。	令和6年9月
米国産牛肉等 (BSE)	令和6年10月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和6年10月
アイルランド産牛肉等 (BSE)	令和6年10月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。併せて牛肉加工品の対日輸出認定予定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	令和6年10月
韓国産青とうがらし等 (残留農薬)	令和6年5月に輸入時検査において、残留農薬管理プログラム(ID制度)に登録されていた企業において違反事例があったことから、残留農薬に係る衛生管理等について、韓国の青とうがらし農園の現地調査を実施し、衛生管理状況を確認した。	令和6年10月
韓国産養殖ひらめ等 (動物用医薬品)	令和5年12月に輸入時検査において、対日輸出用ヒラメ衛生管理要綱に基づき登録されている企業において、違反事例があったことから動物用医薬品に係る衛生管理等について、韓国のひらめ養殖場の現地調査を実施し、衛生管理状況を確認した。	令和6年10月
ベトナム産えび等 (動物用医薬品)	令和6年11月に、えびにおける違反が増加傾向であることから、動物用医薬品に係る衛生管理等について、ベトナムのえび養殖場および水産食品加工施設の現地調査を実施し、衛生管理状況を確認した。	令和6年11月

表11 輸入前指導(輸入相談)実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
輸入相談実施件数	14,903	14,471	13,931	13,659	12,831
品目別輸入相談件数	23,781	23,297	22,579	23,266	21,654
品目別違反該当件数	523	517	340	404	477 <sup>1</sup>

輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

1 延べ件数(検査項目別の件数)は633件

表12 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(令和6年度)

条文	違反該当件数 (件)	構成比 (%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	2(延数) 2(実数)	0.3%	ルーピン豆の使用
第10条 (病肉等の 販売等の禁止)	5(延数) 5(実数)	0.8%	衛生証明書不添付
第12条 (添加物等の 販売等の制限)	270(延数) 228(実数)	42.7%	指定外添加物(DDT、アゾルビン、アミド化ペクチン、亜硫酸カリウム、カルボキシメチルセルロース、ケエン酸マグネシウム、ケイ酸アルミニウムカリウム、酸化亜鉛、ジメチルエーテル、ニコチンアミドリボシドキナーゼ、フィトナジオン、ヘプタクロル、ヨウ化カリウム、ヨウ素化塩、硫酸アルミニウムナトリウム、硫酸マンガン等)の使用
第13条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	356(延数) 304(実数)	56.2%	清涼飲料水、調味料へのソルビン酸カリウムの対象外使用、 調味料への安息香酸ナトリウムの対象外使用、健康食品への銅クロロフィルの対象外使用 清涼飲料水へのアセスルファムカリウム、スクラロースの過量 使用 清涼飲料水の製造基準(殺菌条件)不適合等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	0(延数) 0(実数)	0.0%	-
総計	(延数) <sup>1</sup> 633 (実数) <sup>2</sup> 477		

1 項目別の件数

2 法の違反となる相談の品目件数

表13 輸入相談における違反状況(令和6年度)

国・地域	品目	違反該当内容	件数	合計
中国	調味料	添加物の対象外使用	BHA	1
			BHT	1
			安息香酸ナトリウム	6
			ソルビン酸カリウム	9
			ナイシン	1
	添加物の過量使用	スクラロース	2	
		ポリソルベート60	1	
	添加物の規格不適合	香辛料抽出物の規格不適合(定義)	2	
	菓子類	指定外添加物の使用	ケイ酸アルミニウムカリウム	16
			トリ(カプリル・カブリン酸)グリセリル	1
		添加物の対象外使用	三二酸化鉄	2
	健康食品	指定外添加物の使用	5 - メチルテトラヒドロ葉酸	1
			Egt2酵素	1
			L-トレオノ酸マグネシウム	1
			グリシン酸亜鉛	1
			ジエチルエーテル	1
			ニコチンアミドリボシドキナーゼ	4
			プリンヌクレオシドホスホリラーゼ	1
			メナキノン-7	1
			モリブデン酸塩	1
			リンゴ酸マグネシウム	1
		添加物の対象外使用	アセトン	1
			ナイシン	1
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ジメチルエーテル	5
			リンゴ酸マグネシウム	1
		添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1
			ソルビン酸カリウム	2
			炭酸水素カリウム	1
	その他の食品	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1
			ソルビン酸カリウム	3
			デヒドロ酢酸ナトリウム	1
		指定外添加物の使用	塩化アルミニウム	1
			オロチン酸マグネシウム	1
			酸化亜鉛	1
	スープ・シチュー類	添加物の対象外使用	BHA	1
			BHT	1
			デヒドロ酢酸ナトリウム	2
		指定外添加物の使用	サイクラン酸ナトリウム	1
			二酢酸ナトリウム	1
	その他穀類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	5
	粉末清涼飲料	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	5
	アルコール飲料	添加物の過量使用	ソルビン酸カリウム	3
		指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1
	漬け物野菜	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	2
		デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
	乳製品	指定外添加物の使用	フイトナジオン	1
			ヨウ素酸カリウム	1
			硫酸マンガン	1
	豆類加工品	指定外添加物の使用	サイクラン酸	1
		添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	1
		添加物の対象外使用	サッカリンナトリウム	1
	冷凍食品(その他食品)	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1
		添加物の過量使用	ポリソルベート80	1
		添加物の対象外使用	食用黄色4号	1

120

国・地域	品目	違反該当内容	件数	合計
中国	果実加工品	指定外添加物の使用 サイクラミン酸	1	120 (再掲)
		添加物の過量使用 スクラロース	1	
	食品添加物	指定外添加物の使用 -ケトグルタル酸カルシウム	1	
		ステアリン酸グリセリル	1	
	その他の農産加工品	添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	1	
		銅クロロフィリンナトリウム	1	
	チョコレート類	指定外添加物の使用 ヨウ素化塩	2	
	乾燥果実	製造、加工及び調理基準不適合 放射線照射	1	
	その他の野菜加工品	指定外添加物の使用 ヨウ素化塩	1	
	めん類	製造、加工及び調理基準不適合 放射線照射	1	
韓国	冷凍食品(魚類)	指定外添加物の使用 グルタミントランスアミナーゼ	1	99
	レトルト食品	添加物の過量使用 スクラロース	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	L-システイン 1	
			アミド化ベクチン 1	
			カルボキシメチルセルロース 1	
			グルコン酸マグネシウム 3	
			酸化亜鉛 10	
			ビタミンEコハク酸 1	
			フィトナジオン 3	
			フマル酸第一鉄 2	
	添加物の対象外使用	ヨウ化カリウム 2		
		硫酸マンガン 2		
		亜セレン酸ナトリウム 2		
		ステアリン酸マグネシウム 3		
	添加物の過量使用	硫酸銅 1		
		カルボキシメチルセルロースカルシウム 1		
		スクラロース 2		
		アセスルファムカリウム 3		
韓国	清涼飲料水	添加物の過量使用 スクラロース 3		99
		添加物の対象外使用 ステアロイル乳酸ナトリウム 1		
		ソルビン酸カリウム 1		
		二酸化ケイ素 2		
	製造基準不適合	殺菌条件 4		
		指定外添加物の使用 アミド化ベクチン 1		
	その他の食品	添加物の過量使用	アセスルファムカリウム 2	
			スクラロース 2	
			バラオキシ安息香酸エチル 2	
			ポリソルベート20 2	
		指定外添加物の使用	フィトナジオン 1	
			フマル酸鉄 1	
			ヨウ化カリウム 2	
			硫酸マンガン 2	
韓国	その他の野菜加工品	添加物の対象外使用 サッカリンナトリウム 2		99
		ソルビン酸カリウム 3		
	アイスクリーム類	指定外添加物の使用 安息香酸メチル 2		
		アミド化ベクチン 6		
	菓子類	指定外添加物の使用	三リン酸カルシウム 1	
			ニリン酸カリウム 1	
	調味料	添加物の対象外使用 ステアロイル乳酸ナトリウム 1		
		添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム 1	
			ソルビン酸カリウム 1	
	糖類	指定外添加物の使用 ニリン酸ナトリウム 1		
		アミド化ベクチン 2		
冷凍食品(その他食品)	指定外添加物の使用	カルミン 1		
		シリコーン樹脂 1		

国・地域	品目	違反該当内容	件数	合計
韓国	レトルト食品	製造基準不適合	2	99 (再掲)
	加熱後冷凍パン生地	添加物の対象外使用	1	
	水産動物類加工品(乾燥品等)	添加物の過量使用	1	
	スープ・シチュー類	添加物の過量使用	1	
	スナック菓子	添加物の対象外使用	1	
	その他穀類加工品	添加物の過量使用	1	
	漬け物野菜	添加物の対象外使用	1	
	乳製品	指定外添加物の使用	1	
	ミネラルウォーター	製造基準不適合	1	
	冷凍食品(魚類)	添加物の対象外使用	1	
	冷凍食品(穀類加工品)	指定外添加物の使用	1	
フランス	健康食品	指定外添加物の使用	塩化クロム	2
			クエン酸亜鉛	19
			ピコリン酸クロム	1
			フマル酸鉄	2
			ヨウ化カリウム	2
			ヨウ素	1
		添加物の対象外使用	亜セレン酸ナトリウム	4
			銅クロロフィル	15
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	亜硫酸カリウム	5
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	5
	果実加工品	指定外添加物の使用	アミド化ベクチン	1
	食品添加物	添加物の規格不適合	ローズマリー抽出物の規格不適合(含量)	1
	レトルト食品	製造基準不適合	容器包装の封かんが、熱溶融又は巻締め以外	1
米国	健康食品	指定外添加物の使用	イソヘキサン	2
			定義に合わない化学合成されたペタイン	1
			パルミチン酸カルシウム	1
			ビリドキサール5-リン酸	2
			フラバノン-3-ヒドロキシラーゼ	1
			ポリエレンギリコール	1
			メチルコバラミン	2
			ラウリル酸カルシウム	3
		添加物の対象外使用	亜セレン酸ナトリウム	1
			硝酸カリウム	1
			硫酸亜鉛	1
		添加物の過量使用	スクロース	1
		指定外添加物の使用	L-トレオノ酸マグネシウム	1
			L-リンゴ酸	1
			N-アセチル-L-システイン	1
			亜鉛 アミノ酸錯体	1
			ケエン酸マグネシウム	1
			酒石酸ナトリウムカリウム	1
			セレン・アミノ酸錯体	1
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	4
	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1
	パン類	添加物の対象外使用	BHA	1
			BHT	1
			ソルビン酸	4
		指定外添加物の使用	アゾジカルボンアミド	1
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1
			ソルビン酸カリウム	1
			二炭酸ジメチル	2
		添加物の過量使用	ポリソルベート80	1
	その他穀類加工品	硫酸カルシウム	1	

国・地域	品目	違反該当内容	件数	合計
米国	菓子類	指定外添加物の使用 ヨウ化カリウム	1	49 (再掲)
	食品添加物	指定外添加物の使用 18類香料以外の香料	1	
	その他乳・酪農製品	添加物の対象外使用 ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	調味料	指定外添加物の使用 アルミニケイ酸ナトリウム	1	
	糖類	添加物の過量使用 プロビレングリコール	1	
	冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用 安息香酸ナトリウム	1	
ベトナム	清涼飲料水	添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	11	45
		アゾルビン	2	
		キノリンイエロー	1	
		グリーンS	1	
	加熱食肉製品	指定外添加物の使用 亜硝酸カリウム	2	
		ピロリン酸三ナトリウム	1	
		ヨウ素化塩	3	
	菓子類	添加物の対象外使用 安息香酸ナトリウム	1	
		食用赤色40号	1	
		ソルビン酸	1	
		ソルビン酸カリウム	1	
		TBHQ	1	
		ヨウ素化塩	1	
	調味料	添加物の対象外使用 安息香酸ナトリウム	1	
		ソルビン酸カリウム	3	
	コーヒー豆製品	指定外添加物の使用 ピリジン	2	
		添加物の対象外使用 ステアロイル乳酸カルシウム	1	
	果実加工品	添加物の過量使用 ピロ亜硫酸ナトリウム	1	
	加熱後冷凍パン生地	指定外添加物の使用 ヨウ素化塩	1	
	乾燥果実	添加物の対象外使用 デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
	魚介類加工品	指定外添加物の使用 合成リコピン	1	
	穀類加工品	添加物の対象外使用 プロピオン酸カルシウム	1	
	種実類加工品	指定外添加物の使用 ヨウ素化塩	1	
	スープ・シチュー類	指定外添加物の使用 ヨウ素化塩	1	
	スナック菓子	添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	1	
	その他穀類加工品	添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	1	
	その他畜産加工食品	指定外添加物の使用 クエン酸二ナトリウム	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用 安息香酸ナトリウム	1	
スペイン	キャンディー類	指定外添加物の使用 クエン酸マグネシウム	9	37
		添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	4	
	菓子類	添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	6	
		プロピオン酸ナトリウム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用 ソルビン酸カリウム	2	
		指定外添加物の使用 酢酸レチノール	1	
		製造基準不適合 殺菌条件	1	
	健康食品	指定外添加物の使用 酸化亜鉛	1	
		フィロキノン	1	
		マンガン	1	
	非加熱食肉製品	製造基準不適合 塩漬け日数	3	
	果実加工品	指定外添加物の使用 塩化亜鉛	1	
		添加物の対象外使用 安息香酸ナトリウム	1	
	乾燥食肉製品	製造基準不適合 水分活性	2	
	アルコール飲料	指定外添加物の使用 ポリアスパラギン酸カリウム	1	
	塩類	指定外添加物の使用 ヨウ素化塩	1	
	食品添加物	指定外添加物の使用 ジアミンオキシダーゼ	1	
台湾	糖類	添加物の対象外使用 エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	4	28
		ステアロイル乳酸ナトリウム	4	
	その他の野菜加工品	添加物の過量使用 フェロシアノン化ナトリウム	5	

国・地域	品目	違反該当内容	件数	合計
台湾	健康食品	L-セレノメチオニン	1	28 (再掲)
		ケエン酸ホウ素	1	
		ピコリン酸クロム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	2	
		製造基準不適合	1	
	果実加工品	添加物の対象外使用	1	
		添加物の過量使用	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	1	
		指定外添加物の使用	1	
	スナック菓子	添加物の過量使用	1	
		スクラロース	1	
	調味料	ポリソルベート80	1	
		指定外添加物の使用	1	
	乳製品	添加物の対象外使用	1	
		製造基準不適合	1	
タイ	糖類	添加物の過量使用	2	23
		スクラロース	2	
		指定外添加物の使用	2	
	乾燥果実	指定外添加物の使用	3	
		添加物の過量使用	2	
	調味料	添加物の過量使用	1	
		ナイシン	1	
		添加物の対象外使用	2	
	即席めん	指定外添加物の使用	2	
	果実加工品	添加物の過量使用	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	1	
	その他の野菜加工品	添加物の対象外使用	1	
	ニオイタコノキ	添加物の対象外使用	1	
	野菜加工品(乾燥品等)	添加物の過量使用	1	
	冷凍食品(その他食品)	指定外添加物の使用	1	
フィリピン	その他畜産加工食品	添加物の対象外使用	6	21
	その他乳・酪農製品	BHA	1	
		ソルビン酸カリウム	1	
		ナイシン	1	
		没食子酸プロピル	1	
		硫酸亜鉛	1	
	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
	その他の野菜加工品	指定外添加物の使用	3	
	プロセスチーズ	指定外添加物の使用	2	
	果実加工品	指定外添加物の使用	1	
	加熱食肉製品	指定外添加物の使用	1	
オーストラリア	調味料	添加物の対象外使用	1	20
	乳製品	指定外添加物の使用	1	
	加熱食肉製品	製造基準不適合	8	
		殺菌条件	1	
		カルミン	1	
	乳製品	添加物の対象外使用	4	
	ビスケット類	指定外添加物の使用	3	
カナダ	アルコール飲料	添加物の対象外使用	2	12
	コーヒー豆製品	添加物の対象外使用	1	
	清涼飲料水	製造基準不適合	1	
	乾燥食肉製品	指定外添加物の使用	3	
	スープ・シチュー類	添加物の過量使用	3	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	1	

国・地域	品目	違反該当内容	件数	合計	
カナダ	清涼飲料水	製造基準不適合	1	12 (再掲)	
	冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用	1		
イタリア	健康食品	指定外添加物の使用	ジクロロメタン メタノール	1 1	
		添加物の対象外使用	アセトン	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム 銅クロロフィル	1 1	
		果実加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	キャンディー類	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	1	
ネパール	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1	
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	
	糖類	指定外添加物の使用	銅クロロフィリン錯体	1	
	即席めん	ビスケット類	指定外添加物の使用	硫酸アルミニウムナトリウム	4
		添加物の対象外使用	食用黄色4号 炭酸水素カリウム	1 1	
		指定外添加物の使用	TBHQ	1	
マレーシア	魚介類加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム ソルビン酸カリウム	1 1	
		調味料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1
	めん類	指定外添加物の使用	TBHQ	1	
	ビスケット類	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	2	
	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	
	健康食品	製造、加工及び調理基準不適合	放射線照射	1	
パングラデシュ	コーヒー豆製品	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	スナック菓子	添加物の過量使用	ポリソルベート80	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
	チョコレート類	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	
	冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用	食用黄色5号	1	
	レトルト食品	製造基準不適合	殺菌条件	1	
スリランカ	健康食品	添加物の対象外使用	BHT グルコン酸第一鉄	1 1	
			二酸化ケイ素	3	
		指定外添加物の使用	ラウリル硫酸ナトリウム	1	
		添加物の過量使用	リン酸一水素カルシウム	1	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
デンマーク	魚介類加工品	指定外添加物の使用	DDT ヘブタクロル	4 4	
デンマーク	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	8	
ドイツ	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	3	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
		添加物の対象外使用	炭酸水素カリウム	1	
		指定外添加物の使用	サイクランシン酸ナトリウム	1	
	牛の初乳	乳等の成分規格等不適合	分べん後5日以内の乳を搾取	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	フマル酸第一鉄	1	
英国	健康食品	添加物の過量使用	スクラロース	1	
		添加物の過量使用	プロピレンギリコール	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	
オランダ	菓子類	指定外添加物の使用	銅クロロフィリン錯体	1	
		添加物の対象外使用	三二酸化鉄	1	
	油脂類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
	その他穀類加工品	ルーピン豆の使用	ルーピン豆の使用	1	
	ナチュラルチーズ	添加物の対象外使用	酢酸ビニル樹脂	1	

国・地域	品目	違反該当内容		件数	合計
インド	スナック菓子	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	5
		添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	2	
	塩類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
メキシコ	その他の食品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	5
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	その他の野菜加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素	1	
		添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
	穀類加工品	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	1	
ブラジル	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	2	4
	健康食品	添加物の対象外使用	三二酸化鉄	1	
	冷凍食品(果実加工品)	指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1	
ポーランド	菓子類	指定外添加物の使用	ケエン酸亜鉛	1	4
			フイトナジオン	1	
		添加物の対象外使用	トコフェロール酢酸エステル	1	
			ビオチン	1	
インドネシア	菓子類	添加物の過量使用	ポリソルベート	1	3
	香辛料	製造、加工及び調理基準不適合	放射線照射	1	
	粉類	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
オーストリア	健康食品	添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	1	3
		添加物の対象外使用	ステアリン酸マグネシウム	1	
	塩類	指定外添加物の使用	過マンガン酸カリウム	1	
トリニダード・ トバゴ	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3	3
シンガポーレ	清涼飲料水	添加物の対象外使用	硫酸亜鉛	1	2
	レトルト食品	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	
南アフリカ共和国	アルコール飲料	指定外添加物の使用	合成金雲母	1	2
			酸化スズ	1	
不明	健康食品	添加物の対象外使用	酢酸エチル	1	2
			ヘキサン	1	
アルゼンチン	ルーピン豆	ルーピン豆の使用	ルーピン豆の使用	1	1
ジョージア	魚介類卵加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	1
スウェーデン	加熱後冷凍パン生地	添加物の対象外使用	硝酸ナトリウム	1	1
チェコ	菓子類	添加物の過量使用	ポリソルベート60	1	1
チリ	乾燥果実	添加物の対象外使用	過酢酸	1	1
トルコ	魚介類卵加工品	指定外添加物の使用	ホウ酸	1	1
ニュージーランド	健康食品	乳等の成分規格等不適合	分べん後5日以内の乳を搾取	1	1
パラグアイ	牛肉	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	1
ペルー	冷凍食品(果実加工品)	添加物の対象外使用	過酢酸	1	1
ミャンマー	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	1

件数は、違反延べ件数

表14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(令和6年度)

国・地域	品目	違反該当内容	件数
中国	菓子類	TBHQ	3
	スナック菓子	TBHQ	1
	生鮮未成熟さやえんどう	ジニコナゾール	1
		ヘキサコナゾール	1
	緑豆	チアメトキサム	1
タイ	生鮮スナップエンドウ	ジニコナゾール	1
		プロピコナゾール	1
	ポップコーン	TBHQ	1
	緑豆	チアメトキサム	1
ドイツ	キャンディー類	ソルビン酸	1
トルコ	乾めん(マカロニ類)	食用黄色4号	1
フィリピン	ビスケット類	TBHQ	1
ブラジル	スナック菓子	TBHQ	1
ベトナム	キャンディー類	キノリンイエロー	1
総計			16

## (参考)主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセタミブリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾキシストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
アゾルビン	指定外添加物(着色料)
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって產生されるかび毒 このうち、アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の4種の合計を総アフラトキシンとしている
アルドリン及びディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
イソカルボホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
イソプロカルブ(MIPC)	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロチオラン	農薬(ジチオラン系殺菌剤)
遺伝子組換え	他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術
イマザリル	農薬(殺菌剤、防かび剤)
イミダクロブリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトキサゾール	農薬(オキサゾリン環を有する殺虫剤)
エトフェンプロックス	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)、農薬(殺菌剤)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オレンジII	指定外添加物(着色料)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
キノリンイエロー	指定外添加物(着色料)
クドア・セブテンブンクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルビリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナビル	農薬(ビロール環を有する殺菌剤)
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物(着色料)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが產生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアノ化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアノ配糖体などのシアノ関連化合物)
ジウロン	農薬(フェニルウレア系除草剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジノテフラン	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジフルベンズロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)

用語	説明
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
ドキシサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系合成抗菌剤)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系殺菌剤)
トルフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
トリフロキシストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤、漂白剤、保存料)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
パテントブルーヴ	指定外添加物(着色料)
ハロキシホップ	農薬(アリルオキシプロピオン酸エステル系除草剤)
ペペロニルブトキシド	農薬(殺虫剤)
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ブピリメート	農薬(殺菌剤)
フラゾリドン(AOZとして)	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルジオキソニル	農薬(フェニルピロール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシimid系殺菌剤)
フロニカミド	農薬(ビリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロビオン酸カルシウム	添加物(保存料)
プロビオン酸ナトリウム	添加物(保存料)
プロビコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロビレンゲリコール	添加物(軟化剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ヘブタクロル	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ベンジルベニシリン	動物用医薬品(ラクタム系抗生物質)
ホウ酸	指定外添加物(防腐剤)
ボスカリド	農薬(アミド系殺菌剤)
ボリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
マラカイトグリーン	合成抗菌剤
ミクロブタニル	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
メピコートクロリド	農薬(ヘテロ系植物成長調整剤)
ラサロシド	動物用医薬品(ポリエーテル系抗生物質)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
ルフェヌロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(フェノキシ酸系植物成長調整剤)

用語	説明
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾患
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキシトルエン)	添加物(酸化防止剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)	指定外添加物(酸化防止剤)